

藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
 藤沢市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中		外径が1メートル以上のもの		1,770円	を
	法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,950円	

法第32条第1項第3号に掲げる施設	外径が1メートル以上のもの			1,770円	に	
	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年		10円
			その他のもの			30円
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年		2,360円
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		1,480円
			地下に設けるもの			890円
その他のもの				2,950円		

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、道路法（昭和27年法律第180号）の規定により道路の占用の許可を受け、かつ、当該許可に係る期間のうち施行の日以後の期間に係る占用料を納付している者の当該納付している期間に係る占用料については、改正後の藤沢市道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、道路法の一部が改正され、道路の占用の許可に係る施設として自動運行補助施設が新たに規定されたことから、占用料の額を定める必要による。